

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
(目次) 第 1 章～第 8 章 (略) 第 9 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 46 条～第 49 条 (略) 第 50 条 請求書等の発行等に関する料金の支払義務 第 51 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 10 章～第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)	(目次) 第 1 章～第 8 章 (略) 第 9 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 46 条～第 49 条 (略) 第 50 条 請求書等の発行に関する料金の支払義務 第 51 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 10 章～第 13 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)
第 1 章～第 13 章 (略)	第 1 章～第 8 章 (略)
第 9 章 料金等	第 9 章 料金等
第 1 節 料金及び工事費等	第 1 節 料金及び工事費等
(料金及び工事費等) 第 45 条 当社が提供する 5 G 等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 5 (略)	(料金及び工事費等) 第 45 条 当社が提供する 5 G 等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 5 (略)
第 2 節 料金等の支払義務	第 2 節 料金等の支払義務
第 46 条～第 49 条 (略)	第 46 条～第 49 条 (略)
(請求書等の発行等に関する料金の支払義務) 第 50 条 5 G 契約者等は、5 G 等の利用に係る請求書等の発行等を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。	(請求書等の発行に関する料金の支払義務) 第 50 条 5 G 契約者等は、5 G 等の利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。
料金表	料金表
通則 1 ～ 35 (略) (請求書等の発行等に関する料金の適用) 36 請求書等の発行等に関する料金には次の種類があり、その料金の適用については、第 50 条 (請求書等の発行等に関する料金の支払義務)、この料金表通則及び料金表別記に規定するところによります。	通則 1 ～ 35 (略) (請求書等の発行に関する料金の適用) 36 請求書等の発行に関する料金の適用については、第 50 条 (請求書等の発行に関する料金の支払義務)、この料金表通則及び料金表別記に規定するところによります。

料 金 種 別	内 容
請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金
請求書取扱事務手数料	請求書によって 5 G サービスの料金その他の債務を支払う場合に支払いを要する料金

37 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行等に関する料金の支払いを要しません。

(1)～(3) (略)

(4) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行等に関する料金を支払っているとき。

(5) (略)

(6) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行等を受けるとき。

38～50 (略)

(注) (略)

別記

1～4 (略)

5 請求書等の発行等に関する料金

(1) (2)以外のもの

1 契約について 1 通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150 円 (165 円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100 円 (110 円)

(2) 請求書取扱事務手数料に係るもの

1 の請求書による 5 G サービスの料金その他の債務の支払いごとに

区 分	手数料の額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書取扱事務手数料	200 円 (220 円)

6～7 (略)

37 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。

(1)～(3) (略)

(4) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行に関する料金を支払っているとき。

(5) (略)

(6) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。

38～50 (略)

(注) (略)

別記

1～4 (略)

5 請求書等の発行に関する料金

1 契約について 1 通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150 円 (165 円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100 円 (110 円)

6～7 (略)

別表 1 ～ 別表 7 （略） 附 則（令和 7 年 7 月 22 日経企 000600001235-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 8 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	別表 1 ～ 別表 7 （略）
--	------------------------

[改 正]	[現 行]
(目次) 第 1 章～第 9 章 (略) 第 10 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 49 条～第 52 条 (略) 第 52 条の 2 請求書等の発行等に関する料金の支払義務 第 53 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 11 章～第 14 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)	(目次) 第 1 章～第 9 章 (略) 第 10 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 49 条～第 52 条 (略) 第 52 条の 2 請求書等の発行に関する料金の支払義務 第 53 条 (略) 第 3 節～第 7 節 (略) 第 11 章～第 14 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)
第 1 章～第 9 章 (略)	第 1 章～第 9 章 (略)
第 10 章 料金等	第 10 章 料金等
第 1 節 料金及び工事費等	第 1 節 料金及び工事費等
(料金及び工事費等) 第 48 条 当社が提供する X i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。) の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 5 (略)	(料金及び工事費等) 第 48 条 当社が提供する X i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。) の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 ～ 5 (略)
第 2 節 料金等の支払義務	第 2 節 料金等の支払義務
第 49 条～第 52 条 (略)	第 49 条～第 52 条 (略)
(請求書等の発行等に関する料金の支払義務) 第 52 条の 2 X i 契約者 (X i コピキタス契約者、X i 特定接続契約者及び当社が指定する X i 契約者を除きます。) は、X i サービスの利用に係る請求書等の発行等を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。	(請求書等の発行に関する料金の支払義務) 第 52 条の 2 X i 契約者 (X i コピキタス契約者、X i 特定接続契約者及び当社が指定する X i 契約者を除きます。) は、X i サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。
第 53 条 (略)	第 53 条 (略)
第 3 節～第 7 節 (略)	第 3 節～第 7 節 (略)
第 11 章～第 14 章 (略)	第 11 章～第 14 章 (略)
料金表 (料金表目次)	料金表 (料金表目次)

通則											
別記											
1 ～ 4 （略）											
5 請求書等の発行等に関する料金											
6 ～ 7 （略）											
通則											
1 ～35（略）											
（請求書等の発行等に関する料金の適用）											
36 請求書等の発行等に関する料金には次の種類があり、その料金の適用については、第 50 条（請求書等の発行等に関する料金の支払義務）、この料金表通則及び料金表別記に規定するところによります。											
<table><tr><td>料 金 種 別</td><td>内 容</td></tr><tr><td>請求書等発行手数料</td><td>請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>請求書取扱事務手数料</td><td>請求書によって X i サービスの料金その他の債務を支払う場合に支払いを要する料金</td></tr></table>			料 金 種 別	内 容	請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金	請求書取扱事務手数料	請求書によって X i サービスの料金その他の債務を支払う場合に支払いを要する料金			
料 金 種 別	内 容										
請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金										
請求書取扱事務手数料	請求書によって X i サービスの料金その他の債務を支払う場合に支払いを要する料金										
37 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行等に関する料金の支払いを要しません。											
(1)～(3) （略）											
(4) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行等に関する料金を支払っているとき。											
(5) （略）											
(6) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行等を受けるとき。											
38～50（略）											
(注)（略）											
別記											
1 ～4 （略）											
5 請求書等の発行等に関する料金											
(1) (2)以外のもの											
1 契約について 1 通ごとに											
<table><tr><td colspan="2" rowspan="2">区 分</td><td>手数料の額</td></tr><tr><td>次の税抜額（かっこ内は税込額）</td></tr><tr><td rowspan="2">請求書等発行手数料</td><td>請求書の発行に係るもの</td><td>150 円 (165 円)</td></tr><tr><td>口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの</td><td>100 円 (110 円)</td></tr></table>			区 分		手数料の額	次の税抜額（かっこ内は税込額）	請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150 円 (165 円)	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100 円 (110 円)
区 分		手数料の額									
		次の税抜額（かっこ内は税込額）									
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150 円 (165 円)									
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100 円 (110 円)									

通則											
別記											
1 ～ 4 （略）											
5 請求書等の発行に関する料金											
6 ～ 7 （略）											
通則											
1 ～35（略）											
（請求書等の発行に関する料金の適用）											
36 請求書等の発行に関する料金の適用については、第 52 条の 2（請求書等の発行に関する料金の支払義務）、この料金表通則及び料金表別記に規定するところによります。											
37 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。											
(1)～(3) （略）											
(4) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行に関する料金を支払っているとき。											
(5) （略）											
(6) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。											
38～50（略）											
(注)（略）											
別記											
1 ～4 （略）											
5 請求書等の発行に関する料金											
1 契約について 1 通ごとに											
<table><tr><td colspan="2" rowspan="2">区 分</td><td>手数料の額</td></tr><tr><td>次の税抜額（かっこ内は税込額）</td></tr><tr><td rowspan="2">請求書等発行手数料</td><td>請求書の発行に係るもの</td><td>150 円 (165 円)</td></tr><tr><td>口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの</td><td>100 円 (110 円)</td></tr></table>			区 分		手数料の額	次の税抜額（かっこ内は税込額）	請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150 円 (165 円)	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100 円 (110 円)
区 分		手数料の額									
		次の税抜額（かっこ内は税込額）									
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150 円 (165 円)									
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100 円 (110 円)									

(2) 請求書取扱事務手数料に係るもの
1 の請求書によるX i サービスの料金その他の債務の支払いごとに

区 分	手数料の額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書取扱事務手数料	200 円 (220 円)

6～7 （略）

別表 1～別表 7 （略）

6～7 （略）

別表 1～別表 7 （略）

附 則（令和 7 年 7 月 22 日経企 000600001235-01 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 7 年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

3 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 4 項第 10 号を次のように改めます。

（10）請求書等の発行等に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する X i カケホーダイプラン等の X i の場合に準じるものとします。

4 経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）の附則第 4 項第 6 号を次のように改めます。

（6）請求書等の発行等に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する X i カケホーダイプラン等の X i の場合に準じるものとします。

5 経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）の附則第 20 項第 5 号の A を次のように改めます。

（5）請求書等の発行等に関する料金

A 請求書等の発行等に関する料金は、次表に規定する額を適用します。

（ア）（イ）のもの

1 契約について 1 通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100 円 (110 円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50 円 (55 円)

（イ）請求書取扱事務手数料

1 の請求書による X i サービスの料金その他の債務の支払いごとに	
区 分	手数料の額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書取扱事務手数料	200 円（220 円）

6 経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）の附則第 21 項第 5 号を次のように改めます。

(5) X i ユビキタス契約者は、請求書等の発行等に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における X i カケホーダイプラン等に係る X i の場合に準じるものとします。

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																			
第1条～第12条 （略） （延滞利息） 第12条の2 契約者は、請求書等発行等手数料（第18条の2に規定するものをいいます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払義務の適用を受けている請求書等発行等手数料について、契約者が本契約に基づき支払うべき請求書等発行等手数料がないときは、本契約に係る延滞利息の支払義務を適用しない場合があります。 第13条～第18条 （略） （請求書等の発行等に関する料金の支払義務） 第18条の2 請求書等（当社又は請求事業者が発行する請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）の発行等に関する料金には次の種類があります。 <table border="1" data-bbox="132 612 775 879"> <tr> <th>料 金 種 別</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>請求書等発行手数料</td><td>請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>請求書取扱事務手数料</td><td>請求書によって分割支払金を支払う場合に支払いを要する料金</td></tr> </table> 2 契約者は、分割支払金に係る請求書等の発行等を受けたときは、下表に規定する料金の支払いを要します。 (1) (2)以外のもの 1 契約について 1 通ごとに <table border="1" data-bbox="132 986 907 1184"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th><th>手数料の額</th></tr> <tr> <th>次の税抜額（かっこ内は税込額）</th></tr> <tr> <td>請求書等発行手数料</td><td>200 円 (220 円)</td></tr> </table> (2) 請求書取扱事務手数料に係るもの 1 の請求書による分割支払金の支払いごとに <table border="1" data-bbox="132 1283 907 1383"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th><th>手数料の額</th></tr> <tr> <th>次の税抜額（かっこ内は税込額）</th></tr> </table>	料 金 種 別	内 容	請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金	請求書取扱事務手数料	請求書によって分割支払金を支払う場合に支払いを要する料金	区 分	手数料の額	次の税抜額（かっこ内は税込額）	請求書等発行手数料	200 円 (220 円)	区 分	手数料の額	次の税抜額（かっこ内は税込額）	第1条～第12条 （略） （延滞利息） 第12条の2 契約者は、請求書等発行手数料（第18条の2に規定するものをいいます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払義務の適用を受けている請求書等発行手数料について、契約者が本契約に基づき支払うべき請求書等発行手数料がないときは、本契約に係る延滞利息の支払義務を適用しない場合があります。 第13条～第18条 （略） （請求書等の発行に関する料金の支払義務） 第18条の2 契約者は、分割支払金に係る請求書等（当社又は請求事業者が発行する請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。）の発行を受けたときは、下表に規定する料金の支払いを要します。 1 契約について 1 通ごとに <table border="1" data-bbox="1151 986 1926 1184"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th><th>手数料の額</th></tr> <tr> <th>次の税抜額（かっこ内は税込額）</th></tr> <tr> <td>請求書等発行手数料</td><td>200 円 (220 円)</td></tr> </table>	区 分	手数料の額	次の税抜額（かっこ内は税込額）	請求書等発行手数料	200 円 (220 円)
料 金 種 別	内 容																			
請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金																			
請求書取扱事務手数料	請求書によって分割支払金を支払う場合に支払いを要する料金																			
区 分	手数料の額																			
	次の税抜額（かっこ内は税込額）																			
請求書等発行手数料	200 円 (220 円)																			
区 分	手数料の額																			
	次の税抜額（かっこ内は税込額）																			
区 分	手数料の額																			
	次の税抜額（かっこ内は税込額）																			
請求書等発行手数料	200 円 (220 円)																			

<u>請求書取扱事務手数料</u>	<u>200 円 (220 円)</u>		
<u>3</u> （略） 第18条の3～第19条 （略）			2 （略） 第18条の3～第19条 （略）

<u>請求書取扱事務手数料</u>	<u>200 円 (220 円)</u>		
<u>3</u> (略) 第17条の3～第18条 (略)			2 (略) 第17条の3～第18条 (略)

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

附 則（令和 7 年 7 月 22 日経企 000600001235-01 号）
（実施期日）

1 この附則は、令和 7 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第 6306 号（令和 7 年 3 月 25 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

（1）第 12 号のアを次のように改めます。

ア 当社が提供するワイドスター通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、この約款に定めるところによります

（2）第 26 号のウを次のように改めます。

ウ 請求書等の発行等に関する料金

（ア） 請求書等の発行等に関する料金には次の種類があります。

料 金 種 別	内 容
請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金
請求書取扱事務手数料	請求書によってワイドスター通信サービスの料金その他の債務を支払う場合に支払いを要する料金

（イ） 請求書等の発行等に関する料金は次表に規定する額を適用します。

① ②以外のもの

1 契約について 1 通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100 円（110 円）
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50 円（55 円）

② 請求書取扱事務手数料に係るもの

1 の請求書によるワイドスター通信サービスの料金その他の債務の支払いごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）

請求書取扱事務手数料	200 円 (220 円)		
------------	---------------	--	--

[改 正]	[現 行]
（目次） 第 1 章～第 8 章 （略） 第 9 章 料金等 第 1 節 （略） 第 2 節 料金等の支払義務 第 39 条～第 41 条 （略） 第 42 条 請求書等の発行等に関する料金の支払義務 第 43 条 （略） 第 3 節～第 7 節 （略） 第 10 章～第 13 章 （略） 料金表 （略） 別表 （略） 附則 （略）	（目次） 第 1 章～第 8 章 （略） 第 9 章 料金等 第 1 節 （略） 第 2 節 料金等の支払義務 第 39 条～第 41 条 （略） 第 42 条 請求書等の発行に関する料金の支払義務 第 43 条 （略） 第 3 節～第 7 節 （略） 第 10 章～第 13 章 （略） 料金表 （略） 別表 （略） 附則 （略）
第 1 章～第 8 章 （略）	第 1 章～第 8 章 （略）
第 9 章 料金等	第 9 章 料金等
第 1 節 料金及び工事費	第 1 節 料金及び工事費
（料金及び工事費） 第 38 条 当社が提供するワイドスターⅢ通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 （略）	（料金及び工事費） 第 38 条 当社が提供するワイドスターⅢ通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2 （略）
第 2 節 料金等の支払義務	第 2 節 料金等の支払義務
第 39 条～第 41 条 （略）	第 39 条～第 41 条 （略）
（請求書等の発行等に関する料金の支払義務） 第 42 条 契約者（当社が指定する契約者を除きます。）は、ワイドスターⅢ通信サービスの利用に係る請求書等の発行等を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します	（請求書等の発行に関する料金の支払義務） 第 42 条 契約者（当社が指定する契約者を除きます。）は、ワイドスターⅢ通信サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します
第 43 条 （略）	第 43 条 （略）
第 3 節～第 7 節 （略）	第 3 節～第 7 節 （略）
第 10 章～第 13 章 （略）	第 10 章～第 13 章 （略）
料金表	料金表

通則

1～30（略）

（請求書等の発行等に関する料金の適用）

31 請求書等の発行等に関する料金には次の種類があり、その料金の適用については、第 42 条（請求書等の発行等に関する料金の支払義務）、この料金表通則及び料金表別記に規定するところによります。

料 金 種 別	内 容
請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金
請求書取扱事務手数料	請求書によってワイドスターⅢ通信サービスの料金その他の債務を支払う場合に支払いを要する料金

32 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行等に関する料金の支払いを要しません。

(1)～(2)（略）

(3) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行等に関する料金を支払っているとき。

(4)（略）

(5) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行等を受けるとき。

33～43（略）

（注 1）～（注 2）（略）

別記

1～4（略）

5 請求書等の発行等に関する料金

(1) (2)以外のもの

1 契約について 1 通ごとに

区 分	手数料の額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数料	200 円（220 円）

(2) 請求書取扱事務手数料に係るもの

1 の請求書によるワイドスターⅢ通信サービスの料金その他の債務の支払いごとに

区 分	手数料の額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）

通則

1～30（略）

（請求書等の発行に関する料金の適用）

31 請求書等の発行に関する料金の適用については、第 42 条（請求書等の発行に関する料金の支払義務）、この料金表通則及び料金表別記に規定するところによります。

32 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。

(1)～(2)（略）

(3) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行に関する料金を支払っているとき。

(4)（略）

(5) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。

33～43（略）

（注 1）～（注 2）（略）

別記

1～4（略）

5 請求書等の発行に関する料金

1 契約について 1 通ごとに

区 分	手数料の額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数料	200 円（220 円）

請求書取扱事務手数料	200 円 (220 円)		
6 ～ 7 （略） 別表 1 ～別表 6 （略） 附 則（令和 7 年 7 月 22 日経企 000600001235-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 8 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスターⅢ通信サービスの料金その他の 債務については、なお従前のとおりとします。			6 ～ 7 （略） 別表 1 ～別表 6 （略）

S t a r l i n k B u s i n e s s 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
第 1 章～第 4 章 （略） 第 5 章 Starlink サービス契約 第 11 条～第 13 条 （略） （Starlink サービス契約申込の承諾） 第 14 条 当社は、Starlink サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 4 前三項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、Starlink サービス契約の申込みを承諾しません。 （1）（略） <u>（2）～（3）（略）</u> 第 15 条～第 22 条 （略） 第 5 章～第 11 章 （略） 別記 （略） 料金表 第 1 通則 1～3 （略） 4 月額料金の日割り （1）当社は、次の場合に、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。 ア （略） イ <u>料金月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更（国内利用に係るものからグローバル利用若しくはグローバル利用シェアリングに係るものへの変更、又はグローバル利用からグローバル利用シェアリングに係るものへの変更に限ります。）</u> 等により月額料金の額が増加したときの料金表第 2（定額利用料）の 2（料金額）の(1)に規定する料金額（この場合において、増加後の月額料金は、その増加のあった日から適用します。）。 ウ～エ （略） （2）（略） 5～8 （略） 第 2～第 3 （略）	第 1 章～第 4 章 （略） 第 5 章 Starlink サービス契約 第 11 条～第 13 条 （略） （Starlink サービス契約申込の承諾） 第 14 条 当社は、Starlink サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 4 前三項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、Starlink サービス契約の申込みを承諾しません。 （1）（略） （2）<u>Starlink サービス申込者が、当社から提供を受けたものでない Starlink キットの使用を前提に、当社へ Starlink サービス契約を申し込みしたとき（当社がその Starlink キットの使用を認めたときを除きます。）。</u> （3）～（4）（略） 第 15 条～第 22 条 （略） 第 5 章～第 11 章 （略） 別記 （略） 料金表 第 1 通則 1～3 （略） 4 月額料金の日割り （1）当社は、次の場合に、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。 ア （略） イ 料金月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加したときの料金表第 2（定額利用料）の 2（料金額）の(1)に規定する料金額（この場合において、増加後の月額料金は、その増加のあった日から適用します。）。 ウ～エ （略） （2）（略） 5～8 （略） 第 2～第 3 （略）

附 則（令和 7 年 7 月 22 日経企 000600001235-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 8 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった Starlink サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	
--	--

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
(目次) 第 1 章～第 10 章 (略) 第 11 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 39 条～第 41 条 (略) 第 41 条の 2 請求書等の発行等に関する料金の支払義務 第 42 条～第 43 条 (略) 第 3 節～第 5 節 (略) 第 12 章～第 15 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)	(目次) 第 1 章～第 10 章 (略) 第 11 章 料金等 第 1 節 (略) 第 2 節 料金等の支払義務 第 39 条～第 41 条 (略) 第 41 条の 2 請求書等の発行に関する料金の支払義務 第 42 条～第 43 条 (略) 第 3 節～第 5 節 (略) 第 12 章～第 15 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)
第 1 章～第 10 章 (略)	第 1 章～第 10 章 (略)
第 11 章 料金等 第 1 節 料金及び工事費 (料金及び工事費) 第 38 条 当社が提供する I P 通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金 及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。 2 (略)	第 11 章 料金等 第 1 節 料金及び工事費 (料金及び工事費) 第 38 条 当社が提供する I P 通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金 及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。 2 (略)
第 2 節 料金等の支払義務	第 2 節 料金等の支払義務
第 39 条～第 41 条 (略)	第 39 条～第 41 条 (略)
(請求書等の発行等に関する料金の支払義務) 第 41 条の 2 第 3 種契約者は、I P 通信網サービスの利用に係る請求書等の発行等を受けたときは、料金表第 1 表第 5 (請求書等の発行等に関する料金) に規定する料金の支払いを要します。	(請求書等の発行に関する料金の支払義務) 第 41 条の 2 第 3 種契約者は、I P 通信網サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第 1 表第 5 (請求書等の発行に関する料金) に規定する料金の支払いを要します。
第 42 条～第 43 条 (略)	第 42 条～第 43 条 (略)
第 3 節～第 5 節 (略)	第 3 節～第 5 節 (略)
第 12 章～第 15 章 (略)	第 12 章～第 15 章 (略)
料金表 (料金表目次) 通則 第 1 表	料金表 (料金表目次) 通則 第 1 表

第1～第4（略）

第5 請求書等の発行等に関する料金

1～2（略）

第2表～第3表（略）

通則（略）

第1表 料金

第1～第4（略）

第5 請求書等の発行等に関する料金

1 適用

請求書等の発行等手数料の適用		
(1) 請求書等の発行等に関する料金の種別	請求書等の発行等に関する料金は、次のとおりとします。	
	料 金 種 別	内 容
	請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金
	請求書取扱事務手数料	請求書によってIP通信サービスの料金その他の債務を支払う場合に支払いを要する料金
(2) 請求書等の発行等手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのIP通信サービスについて、2（料金額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 ア 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行に関する料金を支払っているとき。 イ 請求事業者が、当社から譲渡した債権及び当社以外の者が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求しているとき。 ウ 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を受けるとき。	

2 料金額

(1) (2)以外のもの

1 契約について1通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数	請求書の発行に係るもの	100 円 (110 円)

第1～第4（略）

第5 請求書等の発行に関する料金

1～2（略）

第2表～第3表（略）

通則（略）

第1表 料金

第1～第4（略）

第5 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用		
請求書等の発行手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのIP通信サービスについて、2（料金額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 ア 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行に関する料金を支払っているとき。 イ 請求事業者が、当社から譲渡した債権及び当社以外の者が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求しているとき。 ウ 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を受けるとき。	

2 料金額

1 契約について1通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数	請求書の発行に係るもの	100 円 (110 円)

料	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50 円 (55 円)
---	--------------------------------	-------------

(2) 請求書取扱事務手数料に係るもの

1 の請求書による IP 通信網サービスの料金その他の債務の支払いごとに

区 分	手数料の額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書取扱事務手数料	200 円 (220 円)

第 2 表～第 3 表（略）

別表 1 ～別表 3（略）

附 則（令和 7 年 7 月 22 日経企 000600001235-01 号）
（実施期日）

1 この改正規定は令和 7 年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。
（その他）

3 経企第 1240 号（平成 28 年 11 月 22 日）の附則第 2 項中、「請求書等の発行」を「請求書等の発行等」に改めます。

料	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50 円 (55 円)
---	--------------------------------	-------------

第 2 表～第 3 表（略）

別表 1 ～別表 3（略）